

## 愛知県地域公共交通計画 別紙（令和 7 年度）

令和 6 年 月 日  
愛知県公共交通協議会1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

地域公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や少子化・過疎化の進行等による利用者の減少により、厳しい状況が続いており、不採算路線の縮小・廃止が生活交通ネットワークの縮小につながり、更なる利用者減を招くという悪循環に陥っている。

愛知県における乗合バス路線についても、乗合バス事業の規制緩和が実施された平成 14 年 2 月 1 日以降、当協議会で協議された路線だけでも、事業者からの廃止申し出がなされたものが 236 系統、結果として廃止されたものは 102 系統という状況である。

このような中で、地域住民の通院、通学、通勤、買物等日常生活を営む上で必要となる移動手段としての地域公共交通を、いかに確保・維持するかが、喫緊の課題となっている。

このため、地域の実情を鑑み、愛知県における広域的・幹線的な生活交通バス路線である次の 33 系統を、国の「地域公共交通確保維持事業」における地域間幹線系統として位置付け、同制度を活用しながら、地域住民の日常生活に必要となる広域的な移動手段を確保・維持することとする。

また、確保・維持される地域間幹線系統が、そこに接続する地域内のフィーダー系統と有機的に連携することによって、生活交通ネットワークを形成することを目指す。

なお、系統ごとの目的・必要性は別紙 1 のとおりである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

生活交通路線を維持するためには、利用者数を確保することが重要である。

系統ごとの向こう 3 か年の年間利用者数の目標、その対策、実施主体及び効果は次のとおりである。

## (1) 事業の目標、対策及び実施主体

別紙 2 のとおり

## (2) 事業の効果

別紙 3 のとおり

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

※運行予定者とした理由の主なものは次のとおり。

- ・ 市町村が主体となって乗合バス事業者に運行を委託している系統は、プロポーザル方式や公募型総合評価落札方式等の手続を経て事業者が選定されている。
- ・ 乗合バス事業者が自社の営業路線として運行している系統は、他路線との乗継ダイヤに工夫を凝らしたり、運行管理体制が十分に整備されている等の観点から、利用者からの評価も高い。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

### 5. 別表1・2の補助事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

表3のとおり

### 6. 別表1・2の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

表4のとおり

### 7. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

別紙4のとおり

### 8. 外客来訪促進計画との整合性

該当無し

## 9. 車両の取得に係る目的・必要性

申請番号	系統名	目的・必要性
11, 14, 16	伊良湖本線 伊良湖支線	左記の系統を担当する豊鉄バス(株)渥美営業所には、車齢 15 年以上の車両が在籍し、安定かつ快適な輸送を確保する必要性が高まっている。新型車両の導入により、燃費の改善や車両故障の減少、乗り心地の改善等が期待でき、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。
12, 13, 15, 17, 18, 19	作手 新城病院上平井田口 新豊 豊川	左記の系統を担当する豊鉄バス(株)新城営業所には、車齢 15 年以上の車両が在籍し、安定かつ快適な輸送を確保する必要性が高まっている。新型車両の導入により、燃費の改善や車両故障の減少、乗り心地の改善等が期待でき、安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となる。
28, 29	岡崎西尾線	左記の路線で使用しているバス車両は、耐用年数を大幅に上回る 15 年以上を経過した車両であり、故障も頻発し運行に支障が生じている状況であることから、安定した輸送を確保するために新たな車両を 1 台導入する必要がある。

## 10. 車両の取得（新規購入）に係る定量的な目標・効果

申請番号	系統名	目標（車両入替数）			効果
		7 年度	8 年度	9 年度	
11, 14, 16	伊良湖本線 伊良湖支線	0	1	3	安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となることに加え、低床車両の導入により、体の不自由な方や高齢者、車椅子利用者の利便性向上が図られる。
12, 13, 15, 17, 18, 19	作手 新城病院上平井田口 新豊 豊川	5	4	2	安定かつ快適な輸送サービスの提供が可能となることに加え、低床車両の導入により、体の不自由な方や高齢者、車椅子利用者の利便性向上が図られる。
28, 29	岡崎西尾線	1	0	0	新型車両の導入により左記路線を維持することができ、岡崎市・西尾市の地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

## 11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行なう事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

表6、表7及び表8のとおり

## 12. 協議会の開催状況と主な議論

- (1) 令和5年度第1回愛知県公共交通協議会（令和5年6月9日）
  - ・「愛知県公共交通協議会傍聴規則」及び「作業部会設置規約」を策定した。
  - ・「愛知県地域公共交通計画」の策定に関して協議した。
- (2) 令和5年度第1回愛知県公共交通協議会バス対策部会（令和5年6月23日）
  - ・「令和6年度愛知県地域間幹線系統確保維持計画」を策定した。  
※文言等の修正については事務局に一任
- (3) 令和5年度愛知県公共交通協議会第2回バス対策部会  
（書面開催：令和5年8月25日～30日）
  - ・知多乗合(株)の師崎線の廃止に関して協議した。
- (4) 令和5年度愛知県公共交通協議会第3回バス対策部会  
（書面開催：令和5年11月7日～15日）
  - ・豊鉄バス(株)の運賃改定による平均賃率の変更に伴う「令和6年度愛知県地域間幹線系統確保維持計画」の変更に関して協議した。
- (5) 令和5年度愛知県公共交通協議会第4回バス対策部会（令和6年1月17日）
  - ・令和5年度地域間幹線系統確保維持計画に係る事業評価案について協議した。
- (6) 令和5年度愛知県公共交通協議会第4回バス対策部会  
（書面開催：令和6年2月27日～令和6年3月1日）
  - ・「日進市地域公共交通利便増進実施計画」の策定による日進市のくるりんバス（梅森線）、くるりんバス（五色園線）の系統キロ及び平均賃率の変更に伴う「令和6年度愛知県地域間幹線系統確保維持計画」の変更に関して協議した。
  - ・日進市のくるりんバス（梅森線）、くるりんバス（五色園線）を地域公共交通確保維持改善事業実施要領2（1）④アに定める基準の例外として要領2（1）④イとして認めること及び要領2（1）⑤に定める輸送量の算出等についての例外として平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めることに関して協議した。
- (7) 令和5年度第2回愛知県公共交通協議会（令和6年3月12日）
  - ・「愛知県地域公共交通計画案」に関して協議した。

(8) 令和6年度第1回愛知県公共交通協議会バス対策部会（令和6年6月4日）

・「令和6年度愛知県地域公共交通計画 別紙（令和7年度）」を策定した。

※文言等の修正については事務局に一任

(9) 令和6年度第1回愛知県公共交通協議会（令和6年6月4日）

・「愛知県地域公共交通計画」を策定した。

※文言等の修正については事務局に一任

### 13. 利用者等の意見の反映

愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所 木本氏）、愛知消費者協会（吉田氏）の2者は、利用者代表として愛知県公共交通協議会の委員に就任している。

### 14. 協議会の構成員

愛知県公共交通協議会の構成

- |  |
|--|
| <p>① 関係地方運輸局・地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中部運輸局交通政策部</li><li>・ 中部運輸局愛知運輸支局</li><li>・ 愛知県都市・交通局</li><li>・ 県内市町村</li></ul> <p>②公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内で旅客鉄道路線を運行する事業者</li><li>・ 愛知県バス協会及び県内で地域間幹線系統の運営主体となる事業者</li><li>・ 愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会</li><li>・ 東海北陸旅客船協会</li></ul> <p>③道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中部地方整備局名古屋国道事務所</li><li>・ 愛知県建設局道路維持課</li></ul> <p>④港湾管理者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県都市・交通局港湾課</li></ul> <p>⑤公安委員会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県警察本部</li></ul> <p>⑥利用者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県商工会議所連合会</li><li>・ 愛知消費者協会</li></ul> <p>⑦学識経験者</p> <p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室</li><li>・ 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課</li></ul> |
|--|

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

---

(所 属) 愛知県公共交通協議会 (愛知県交通対策課内)

---

(氏 名) 吉野 敬太

---

(電 話) 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 2 4

---

(E-mail) kotsu@pref.aichi.lg.jp

---